

産業廃棄物の不適正処理の根絶について（不適正処理件数の推移等）

1. 産業廃棄物の不適正処理件数の推移

- 不適正処理件数の推移は、図1に示すとおり、近年減少傾向にある。

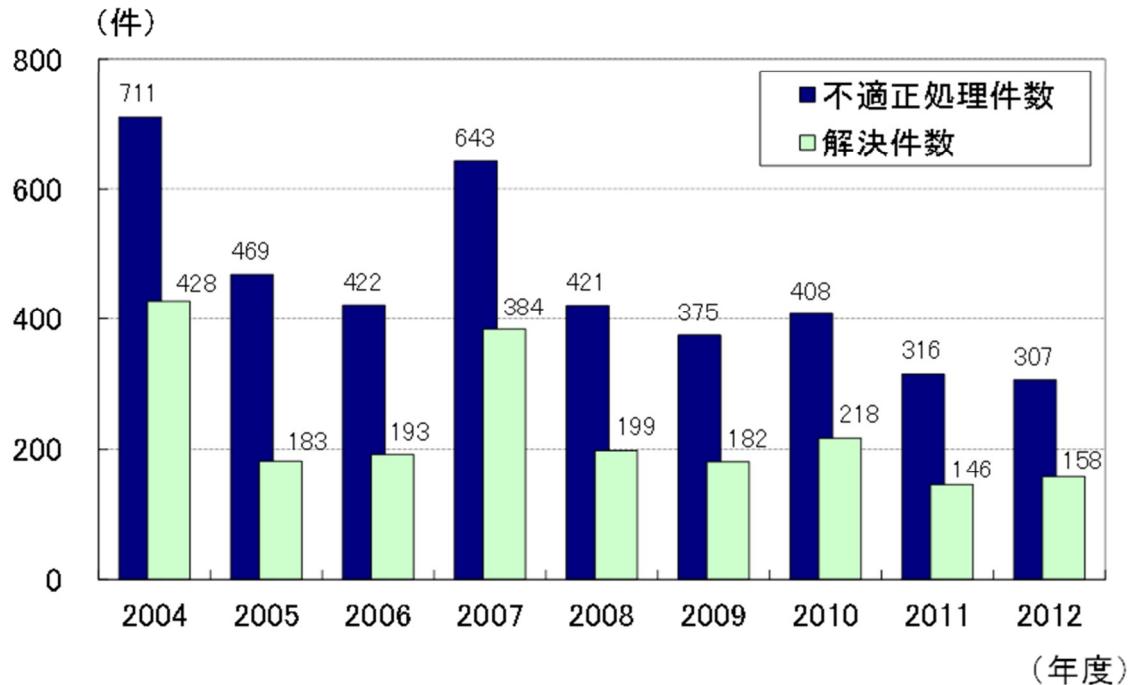


図1 不適正処理件数の推移

- 不適正処理の総件数を毎年確実に減少させるためには、新規事案の早期発見・早期解決を図るとともに、継続事案数を減少させる必要があり、これまでの不適正処理件数の推移を勘案して、特に新規事案については、解決率を75%以上とすることを目指している。

過去3年間の新規事案・継続事案別の件数は、表1に示すとおりであり、事案の態様に応じて文書による警告・勧告や措置命令等の行政処分を行うなど、不適正処理の監視指導を強化した結果、新規事案の解決率について75%以上を維持するとともに、継続事案数が減少し、不適正処理の総件数の減少につながっている。

表1 2010～2012年度の新規事案・継続事案別の不適正処理件数と解決件数

(件)

年度	新規事案			継続事案		
	不適正処理 件数	解決件数	率 (%)	不適正処理 件数	解決件数	率 (%)
2010	215	161	75	193	57	30
2011	126	98	78	190	48	25
2012	137	109	80	170	49	29

<参考>全国の不適正処理件数の推移

- 環境省が都道府県等からの報告を取りまとめた調査結果によると、全国の不適正処理件数（1件当たりの残存量が10t以上のもの）の推移は、図2に示すとおり、ここ数年減少傾向にある。なお、大阪府では、近年は大規模な不適正処理事案に至った事例はほとんどなく、大阪府の不適正処理件数が全国に占める割合は比較的小ない。

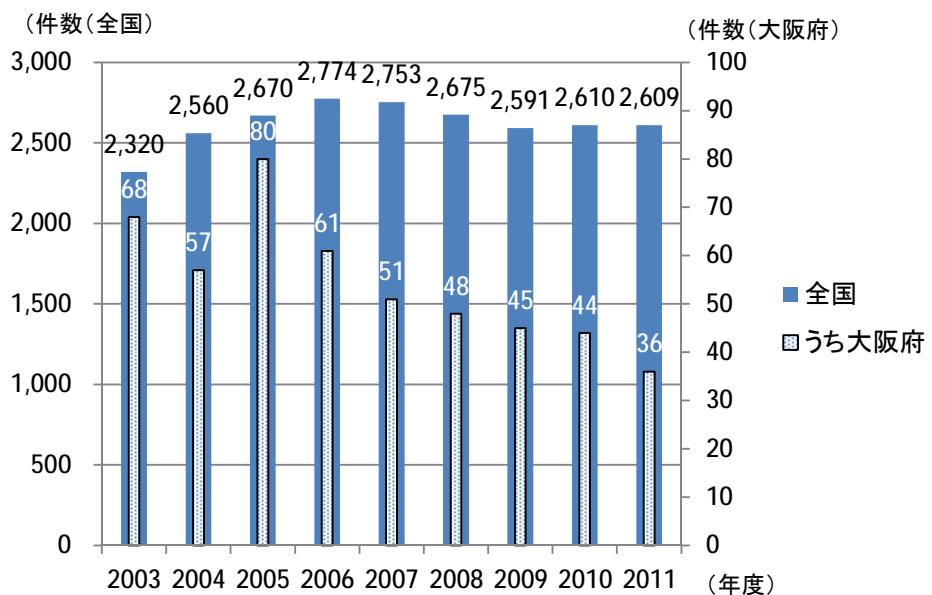


図2 全国の不適正処理件数の推移

※ 1件当たりの残存量が10t以上のもの（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案についてもすべて）を対象としている。

資料：「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」（平成16～24年度、環境省）から作成

2. 未然防止のための取組

- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、立入検査や報告徴収等により、廃棄物処理法の基準に基づく適正処理を指導している。

立入検査等実施件数（平成24年度）

産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数	1,496件
産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数	15,508件
産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数	619件

特に、平成22年の法改正に伴い、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請業者が排出事業者として責任を有するという原則が確立されたことから、解体工事の元請業者に対し、重点的に立入検査を行っている。

- また、大阪府や関係機関により構成する大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議では、毎年6月と11月を「産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間」と位置付け、排出事業者及び処理業者等に対する集中的な指導・監視のほか、建設業者や発注者に対する説明会や街頭啓発活動等の啓発事業を行っている。